

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 佐野通夫 外240名

被告 国

(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 天野恵一 外76名

被告 国

原告第6準備書面

(「即位礼正殿の儀」および「大嘗宮の儀」に関する求釈明)

2020年2月21日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

原告ら訴訟復代理人弁護士 土田元哉

「即位礼正殿の儀」および「大嘗宮の儀」(原告第4準備書面関係)に関して、被告に対し、以下のとおり釈明を求める。原告第4準備書面に対する被告の認否は、本書面における求釈明事項を踏まえて行われたい。なお、略語は従前の例による。

目次	1
第1 2018年4月3日付け基本方針について	2
第2 2019年5月21日付け「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表について」 (式典委員会第5回) について	2
第3 2019年9月18日付け「即位礼正殿の儀の細目について」(式典委員会 第7回) について	3
1 「剣、璽、国璽及び御璽」の捧持について	3

2	「高御座」について	4
3	「おことば」について	4
4	「寿詞」について	6
5	「万歳三唱」について	8
第4	宮内庁の2019年10月2日付け「大嘗祭について」について	8
第5	大嘗祭の性格について	8
第6	本件大嘗祭の式次第等について	8
1	式次第について	9
(1)	大嘗宮の儀	9
(2)	悠紀殿供饌の儀	10
(3)	主基殿供饌の儀	12
2	その他	13
第7	代替わり儀式に支出された費用について	13

第1 2018年4月3日付け基本方針について

基本方針には「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」とあるが、これに関連して、以下の点を釈明されたい。

- ① 基本方針にある「憲法の趣旨」とは具体的には何か。
- ② 基本方針にある「皇室の伝統」とは具体的には何か。
- ③ 基本方針にある「皇室の伝統等」の等とは何か。

第2 2019年5月21日付け「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表について」 (式典委員会第5回)について

この「即位礼正殿の儀当日における祝意奉表」には「即位礼正殿の儀当日（10月22日）、祝意を表するため、各府省において、下記の措置をとるものとする。」「1 国旗を掲揚すること。2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。」とあるが、これに関連して、以下の点を釈明されたい。

- ① 各府省において、国旗を掲揚する理由・根拠を明らかにされたい。
- ② 地方公共団体において、国旗を掲揚する理由・根拠を明らかにされたい。
- ③ 地方公共団体以外の「公署、学校、会社、その他一般」において、国旗を掲揚する理由・根拠を明らかにされたい。また、「その他一般」は具体的に何を指すのか明らかにされたい。
- ④ どのような方法により、地方公共団体以外の「公署、学校、会社、その他一般」においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望したのか。
- ⑤ 国旗を掲揚した「公署、学校、会社、その他一般」とは具体的には何処か。

第3 2019年9月18日付け「即位礼正殿の儀の細目について」（式典委員会第7回）について

この「即位礼正殿の儀の細目については」には「式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持し、侍従長、侍従及び宮内庁次長が随従する。」「天皇陛下が高御座にお昇りになる。」「天皇陛下のおことばがある。」「内閣総理大臣が寿詞を述べる。」「内閣総理大臣が御即位を祝して万歳を三唱する。参列者が唱和する。」とある。これに関連して、以下の点を釈明されたい。

1 「剣、璽、国璽及び御璽」の捧持について

- ① この点、2019年6月20日の式典委員会第6回においては「皇位のしるしとして皇位継承者に伝えられてきた、皇室経済法の規定された皇位とともに伝わるべき由緒ある物である剣及び璽、また、天皇の国事行為で使用される国璽及び御璽を陛下の傍らに安置することは、憲法に定める政教分離原則などに反するものではない」旨の発言がなされているが、この発言は「剣、璽、国璽及び御璽」に対する被告の認識と捉えてよいか。
- ② 「剣」とは具体的に何か。いかなる由来・経過・根拠・理由により「皇位のしるしとして皇位承継者に伝えられてきた」「由緒ある物」と位置付けられているのか。
- ③ 「璽」とは何か。いかなる由来・経過・根拠・理由により「皇位のしるしとして皇位承継者に伝えられてきた」「由緒ある物」と位置付けられているのか。
- ④ 「国璽」とは何か。「国璽」にはいかなる由来があるのか。
- ⑤ 「御璽」とは何か。「御璽」にはいかなる由来があるのか。
- ⑥ 即位礼正殿の儀において「剣、璽、国璽及び御璽」を捧持・奉安する理由・根拠を明らかにされたい。

2 「高御座」について

- ① 式典委員会第6回においては「高御座」について「即位礼正殿の儀において、天皇陛下が高御座にお昇りになり、そこからおことばを述べられるのは、古来の皇室の伝統に則ったもの」「高御座は、歴史上、伝統的皇位承継儀式において用いられてきたものであり、皇位と結びついた古式ゆかしい調度品として伝承されてきたものと理解している。即位礼正殿の儀において、そのような調度品として高御座を用いることは、憲法に定める政教分離原則や国民主権原則との関係において問題はない」旨の発言がなされているが、この発言は「高御座」に対する被告の認識と捉えてよいか。
- ② そもそも「高御座」とは何か。いかなる由来・経過・根拠・理由により「歴史上、伝統的皇位承継儀式において用いられてきたものであり、皇位と結びついた古式ゆかしい調度品として伝承されてきたもの」と位置付けられているのか。
- ③ 即位の礼正殿の儀において「高御座」を使用する理由・根拠を明らかにされたい。

3 「おことば」について

- (1) 即位礼正殿の儀において、天皇は次の「おことば」を発した。

「さきに、日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより皇位を継承いたしました。ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします。上皇陛下が三十年以上にわたる御在位の間、常に国民の幸せと世界の平和を願われ、いかなるときも国民と苦楽を共にされながら、その御心を御自身のお姿でお示しになってきたことに、改めて深く思いを致し、ここに、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓います。国民の叡智とたゆみない努力によって、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを切に希望いたします。」。

この「おことば」に関連して、以下の点を釈明されたい。

- ① そもそも「おことば」とは何か。
- ② 即位礼正殿の儀において、天皇が「おことば」を述べる理由・根拠を明らかにされたい。
- ③ 天皇が述べた「おことば」は誰が起案したのか。
- ④ 「おことば」には「(上皇陛下が三十年以上にわたる御在位の間)常に国民の幸せと世界の平和を願われ」とあるが、天皇明仁が具体的に何をしたという

のか。

- ⑤ 「おことば」には「（上皇陛下が三十年以上にわたる御在位の間）いかなるときも国民と苦楽を共にされながら」とあるが、天皇明仁が具体的に何をしたというのか。
- ⑥ 「おことば」には「（上皇陛下が三十年以上にわたる御在位の間）その御心を御自身のお姿でお示しになってきた」とあるが、天皇明仁が具体的に何をしたというのか。また「御心」の具体的内容を明らかにされたい。
- ⑦ 「おことば」には「改めて深く思いを致し」とあるが、具体的に何を「思う」のか。
- ⑧ 「おことば」には「国民の幸せと世界の平和を常に願い」とあるが、「国民の幸せと世界の平和」とは具体的には何か。また、具体的に何を「常に願」うのか。
- ⑨ 「おことば」には「国民に寄り添いながら」とあるが、意味が不明である。この「国民に寄り添いながら」とは具体的にどのような意味があるのか。
- ⑩ 「おことば」には「憲法にのっとり」とあるが、どのように「憲法にのっとり」というのか。また、ここにいう「憲法」とは現行憲法を意味し、憲法改悪には反対する趣旨か。
- ⑪ 「おことば」には「日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓います」とあるが、「象徴としてのつとめ」とは具体的には何か。
- ⑫ 「おことば」には「国民の叡智とたゆみない努力によって」とあるが、「国民の叡智」とは具体的には何か。「たゆみない努力」とは具体的には何か。また、誰が「たゆみない努力」をする主体なのか。
- ⑬ 「おことば」には「我が国が一層の発展」とあるが、「発展」とは具体的にどのように「発展」という意味なのか。また、「一層」との点については、何をもちて日本が「発展」してきたというのか。
- ⑭ 「おことば」には「国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄」とあるが、「国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄」とは具体的には何か。
- ⑮ 「おことば」には「寄与することを切に希望いたします」とあるが、誰が「寄与する」主体なのか。

(2) 天皇明仁は、1990年11月12日に執り行われた即位礼正殿の儀において、次の「おことば」を發した。

「さきに、日本国憲法及び皇室典範の定めるところによって皇位を継承しましたが、ここに『即位礼正殿の儀』を行い、即位を内外に宣明いたします。このときに当たり、改めて、御父昭和天皇の六十余年にわたる御在位の間、いかなるときも、国民と苦楽を共にされた御み心を心として、常に国民の幸福を願

いつつ、日本国憲法を遵守し、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓い、国民の叡智とたゆみない努力によって、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを切に希望いたします。」。

この天皇明仁による「おことば」には「日本国憲法を遵守し」とあるが、上記天皇徳仁の「おことば」には「憲法にのっとり」とある。この点に関連して、以下の点につき釈明されたい。

- ① 「遵守」（天皇明仁）とは具体的にはどのような意味か。
- ② 「のっとり」（天皇徳仁）とは具体的にどのような意味か。
- ③ 上記①及び②とも関連するが、「遵守」（天皇明仁）と「のっとり」（天皇徳仁）とでは意味に違いがあるのか。
- ④ なぜ、「遵守」（天皇明仁）から「のっとり」（天皇徳仁）と表現が変更されたのか。

4 「寿詞」について

即位礼正殿の儀において、総理大臣安倍晋三は次の「寿詞」を發した。

「謹んで申し上げます。天皇陛下におかれましては、本日ここにめでたく『即位の礼正殿の儀』を挙行され、即位を内外に宣明されました。一同こぞって心からお慶び申し上げます。ただいま、天皇陛下から、上皇陛下の歩みに深くお思いを致され、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、日本国憲法にのっとり、象徴としての責務を果たされることのお考えと、我が国が一層発展し、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与することを願われる気持ちを伺い、深く感銘を受けるとともに、敬愛の念を今一度新たにいたしました。私たち国民一同は、天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ、心を新たに、平和で、希望に満ちあふれ、誇りある日本の輝かしい未来、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ時代を創り上げていくため、最善の努力を尽くしてまいります。ここに、令和の代の平安と天皇陛下の弥栄をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。」。

この総理大臣安倍晋三による「寿詞」に関連して、以下の点につき釈明を求める。

- ① 即位礼正殿の儀において、総理大臣安倍晋三が「国民の代表」として「寿詞」を述べる理由・根拠を明らかにされたい。
- ② そもそも「寿詞」とは何か。
- ③ 「寿詞」には「謹んで申し上げます」とあるが、なぜ「謹んで申し上げ」るのか。

- ④ 「寿詞」には「本日ここにめでたく」とあるが、なぜ「めでた」いのか。また、誰が「めでたく」と考えているというのか。
- ⑤ 「寿詞」には「一同こぞって心からお慶び申し上げます」とあるが、「一同」とは誰を指すのか。また、なぜ「お慶び申し上げ」るのか。
- ⑥ 「寿詞」には「上皇陛下の歩み」とあるが、具体的には何を意味するのか。
- ⑦ 「寿詞」には「国民の幸せと世界の平和」とあるが、具体的には何を意味するのか。
- ⑧ 「寿詞」には「国民に寄り添い」とあるが、具体的には何を意味するのか。
- ⑨ 「寿詞」には「日本国憲法にのっとり」とあるが、どのように「日本国憲法にのっとり」というのか。
- ⑩ 「寿詞」には「象徴としての責務」とあるが、具体的には何を意味するのか。
- ⑪ 「寿詞」には「我が国が一層発展し、国際社会の友好と平和、人類の福祉と繁栄に寄与すること」とあるが、具体的には何を意味するのか。
- ⑫ 「寿詞」には「深く感銘を受ける」とあるが、誰が「深く感銘」を受けたというのか。また「深く感銘」を受ける理由を明らかにされたい。
- ⑬ 「寿詞」には「敬愛の念を今一度新たにいたしました」とあるが、誰が「敬愛の念を今一度新たに」したというのか。また「敬愛の念」を持つ理由を明らかにされたい。
- ⑭ 「寿詞」には「私たち国民一同は」とあるが、「私たち国民一同」とは具体的に誰か。日本国籍を有する者全員という意味か。また、なぜ「私たち国民一同」でなければならないのか。
- ⑮ 「寿詞」には「天皇陛下を日本国及び日本国民統合の象徴と仰ぎ」とあるが、「日本国及び日本国民の象徴」とは具体的には何か。なぜ「仰」ぐのか。「仰」ぐとは「自分より上の人として扱い、その指導に従う。」（『新明解国語辞典』第5版）の意味と捉えてよいか。
- ⑯ 「寿詞」には「平和で、希望に満ちあふれ、誇りある日本の輝かしい未来、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ時代を創り上げていく」とあるが、「平和」「希望」「誇りある日本の輝かしい未来」「人々が美しく心を寄せ合う」「文化が生まれ育つ時代」とは、それぞれ具体的には何を意味するのか。誰が「創り上げていく」主体なのか。
- ⑰ 「寿詞」には「最善の努力を尽くしてまいります」とあるが、「最善の努力」とは具体的には何か。また、誰が「最善の努力を尽く」す主体なのか。なぜ「最善の努力」を尽くさなければならないのか。
- ⑱ 「寿詞」には「令和の代の平安と天皇陛下の弥栄をお祈り申し上げます」とあるが、「令和の代の平安」「天皇陛下の弥栄」とは具体的には何を意味するのか。

「弥栄」とは「今までよりももっと栄えること」（前掲『新明解国語辞典』）の意であるが、なぜ「天皇陛下」が「今までよりももっと栄え」なければならないのか。誰が「お祈り申し上げます」と主体なのか。

- ⑨ 「寿詞」には「お祝いの言葉」とあるが、なぜ「お祝いの言葉」を述べる必要があるのか。

5 「万歳三唱」について

- ① 「万歳三唱」には如何なる意味があるのか。
② 即位礼正殿の儀において「万歳三唱」を行う理由・根拠を明らかにされたい。

第4 宮内庁の2019年10月2日付け「大嘗祭について」について

この「大嘗祭について」には大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖（天照大神）及び天神地祇（すべての神々）にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。「それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」とあるが、

- ① いかなる根拠・理由により、大嘗祭をこのように捉えているのか。
② なぜ、天皇が「皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝」「国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念」するのか、根拠・理由を明らかにされたい。
③ いかなる根拠・理由により、大嘗祭が「皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式」とされているのか。
④ なぜ、大嘗祭を執り行わなければならないのか。

第5 大嘗祭の性格について

大嘗祭は「公的性格」を有するものとされているが、その根拠・理由を明らかにされたい。

第6 本件大嘗祭の式次第等について

1 式次第について

2019年10月2日開催の大礼委員会（第8回）において、「大嘗宮の儀関係資料」が委員会として了承することとされた。同資料のうち「1 次第書」によれば、本件大嘗祭の式次第は下記のとおりである。これに関連して釈明を求める（【 】内が求釈明事項である。）

記

(1) 大嘗宮の儀

11月14日午前9時、大嘗宮を装飾する。【求釈明事項①：大嘗宮の設計図・仕様書、撤去費用を含む工事費の金額、内訳を明らかにされたい。】

午後5時、参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

時刻、天皇が御休所にお着きになる。

時刻、皇后が御休所にお着きになる。

次に衛門20人が南北（左右各3人）及び東西（左右各2人）各神門の所定の位置に着く。【求釈明事項②：「衛門」とは何か。「衛門」の氏名、公務員としての身分を有するのか否かを明らかにされたい。】

次に威儀の者左右各6人が南神門から参入し、所定の位置に着く。【求釈明事項③：「威儀の者」とは何か。「威儀の者」の氏名、公務員としての身分を有するのか否かを明らかにされたい。】

次に悠紀主基両殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、岸典及び掌典補を率いて奉仕する。）。【求釈明事項④：「神座」とは何か。その具体的な形態も明らかにされたい。なぜ「神座」を「奉安」するのか。】

次に繪服、籠服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。【求釈明事項⑤：「繪服、籠服」とは何か。NHKニュース「NHK NEWS WEB」によれば「“神々のための衣”が供えられる」「『大嘗宮の儀』では、天皇陛下が拝礼される『悠紀殿』と『主基殿』の中に、『にぎ服（にぎたえ）』と『籠服（あらたえ）』という神々のための衣とも言われる織物が供えられます。」と報じられている。被告も、この報道のように、「にぎ服」「籠服」を「神々のための衣」と捉えているのか。】

次に各殿に斎火の灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。【求釈明事項⑥：なぜ「各殿に斎火の灯燎を点す」のか。】

この時、庭燎を焼く。【求釈明事項⑦：なぜ「庭燎を焼く」のか。】

(2) 悠紀殿供饌の儀

時刻、天皇が廻立殿にお入りになる。

次に小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。【求釈明事項⑦：「小忌御湯」とは何か。「小忌御湯を供する」ことには具体的にどのような意味があるのか。】

次に御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。【求釈明事項⑧：「御祭服」とは何か。】

次に御手水を供する（侍従が奉仕する。）。【求釈明事項⑨：「御手水」とは何か。】

次に御笏を供する（侍従が奉仕する。）。【求釈明事項⑩：「御笏」とは何か。】

時刻、皇后が廻立殿にお入りになる。

次に御服を供する（女官が奉仕する。）。【求釈明事項⑪：「御服」とは何か。】

次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。

次に御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。【求釈明事項⑫：「御檜扇」とは何か。】

時刻、式部官が前導して諸員が参進し、南神門外の幄舎に着床する。

次に膳屋に稲春歌を発し（楽師が奉仕する。）、稲春を行い（采女が奉仕する。）、神饌を調理する（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。【求釈明事項⑬：「稲春歌」「稲春」「采女」「神饌」とは何か。また「采女」の氏名、公務員としての身分を有するのか否かを明らかにされたい。】

次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を置く（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。【求釈明事項⑭「庭積の机代物」とは何か。】

次に掌典長が本殿に参進し、祝詞を奏する。【求釈明事項⑮：「祝詞」の内容を明らかにされたい。】

次に天皇が本殿にお進みになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し（侍従左右各 1 人が脂燭を執る。）、御前侍従が劍璽を奉じ、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、侍従長、侍従が随従し、皇嗣及び親王が供奉され、大礼副委員長 1 人が随従する。【求釈明事項⑯：なぜ「劍璽を奉じ」るのか。「御菅蓋」「御綱」とは、それぞれ何か。】

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各 1 人が脂燭を執って南階の下に立つ。

次に侍従が剣璽を奉じて南階を昇り、外陣の幌内に参進し、剣璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、簀子に候する。【求釈明事項⑰：なぜ「剣璽を案上に奉安」するのか。】

午後6時30分、天皇が外陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簀子に候する。【求釈明事項⑱：「外陣」「御座」とは、それぞれ何か。】

この時、本殿南庭の小忌の幄舎に皇嗣及び親王が着床され、宮内庁長官以下の前行、随従の諸員が着床する。

次に皇后が本殿南庭の帳殿にお進みになる。

式部副長及び侍従次長が前行し（侍従左右各1人が脂燭を執る。）、女官長及び女官が随従し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉され、大礼副委員長1人が随従する。

次に皇后が帳殿の御座にお着きになり、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の幄舎に皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が着床され、侍従次長以下の前行、随従の諸員が着床する。

次に式部官が楽師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

次に国栖の古風を奏する。【求釈明事項⑲：「国栖の古風」とは何か。なぜ「国栖の古風を奏する」のか。】

次に悠紀地方の風俗歌を奏する。【求釈明事項⑳：「悠紀地方の風俗歌」とは何か。なぜ「悠紀地方の風俗歌を奏する」のか。】

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に皇后が廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従はお出ましのときと同じである。

次に本殿南庭の回廊に神饌を行立する。

掌典補左右各1人が脂燭を執り、掌典1人が削木を執る。【求釈明事項㉑：「削木」とは何か。】

掌典1人が海老鱗盥槽を執り、同1人が多志良加を執る。【求釈明事項㉒：「海老鱗盥槽」「多志良加」とは、それぞれ何か。】

陪膳の采女1人が御刀子筥を執り、後取の采女1人が御巾子筥を執る。【求釈明事項㉓：「御刀子筥」「御巾子筥」とは、それぞれ何か。】

采女1人が神食薦を執り、同1人が御食薦を執る。【求釈明事項㉔：「神食薦」「御食薦」とは、それぞれ何か。「神食薦」「御食薦」は、それぞれどの方角に向いているのか。】

采女1人が御箸筥を執り、同1人が御枚手筥を執る。【求釈明事項②⑤：「御箸筥」「御枚手筥」とは、それぞれ何か。】

采女1人が御飯筥を執り、同1人が鮮物筥を執る。【求釈明事項②⑥：「御飯筥」「鮮物筥」とは、それぞれ何か。】

采女1人が干物筥を執り、同1人が御菓子筥を執る。【求釈明事項②⑦：「干物筥」「御菓子筥」とは、それぞれ何か。】

掌典1人が蛸汁漬を執り、同1人が海藻汁漬を執る。【求釈明事項②⑧：「蛸汁漬」「海藻汁漬」とは、それぞれ何か。】

掌典補2人が空蓋を執り、同2人が御羹八足机を昇く。【求釈明事項②⑨：「空蓋」「御羹八足机」とは、それぞれ何か。】

掌典補2人が御酒八足机を昇き、同2人が御粥八足机を昇き、同2人が御直会八足机を昇く。【求釈明事項③⑩：「御酒八足机」「御粥八足机」「御直会八足机」とは、それぞれ何か。】

次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとなえる。【求釈明事項③⑪：「警蹕」とは何か。】

この時、神楽歌を奏する。【求釈明事項③⑫：「神楽歌」とは何か。】

次に天皇が内陣の御座にお着きになり、侍従長及び掌典長が外陣の内に参入し、奉侍する。【求釈明事項③⑬：「内陣」とは何か、「内陣」のレイアウトを含めて明らかにされたい。また、天皇は「内陣」において、具体的に何を行うのか。】

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を御親供になる。

次に御拝礼の上、御告文をお奏しになる。【求釈明事項③⑭：「御告文」とは何か、「御告文」の具体的内容と共に明らかにされたい。】

次に御直会

次に神饌を撤下する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を膳舎に退下する。

その儀は、行立のときと同じである。

次に廻立殿にお帰りになる。

前行、供奉及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に各退出する。

(3) 主基殿供饌の儀

悠紀殿供饗の儀に倣う（11月15日午前0時30分天皇主基殿外陣御着）【求釈明事項③⑤：主基殿内陣のレイアウトを明らかにされたい。また、天皇は「内陣」において、具体的に何を行うのか。】

2 その他

- ① 麤服・繪服・御沓・御座・八重畳・御衣・御衾・神食薦・燈楼・燈台・柳箱など、本件大嘗祭で用いられた備品各々の製造者名・仕様書もしくは設計図・単価を明らかにされたい。
- ② 「采女」「威儀の者」「衛門」など本件大嘗祭の式次第を担った者には、深夜勤務賃金が支給されているのか。支給されているとすれば、どこから支給されているのか、また、その金額を明らかにされたい。

第7 代替わり儀式に支出された費用について

別紙「即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式等（予定）について」記載の各儀式に支出された費用につき、以下のとおり、釈明を求める。

- ① 各儀式全てを含む全体につき支出された費用の総額を明らかにされたい。
- ② 各儀式ごとに支出された費用の額、内訳、支出の根拠（宮廷費・内廷費の区別を含む）を明らかにされたい。

以上